

政令第八十八号

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の施行に伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第一項、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）」を「、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）」に、「及び航空機燃料譲与税の」を「、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の」に改める。

（地方財政法施行令の一部改正）

第二条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号イ中「石油ガス譲与税」の下に「、森林環境譲与税」を加え、同条第三号中「及び石油ガス譲与税」を「、石油ガス譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同条第四号及び第五号中「及び地方揮発油譲与税」を「、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税」に改める。

附則第十三条の表第三号の項中「石油ガス譲与税」を「森林環境譲与税」に改め、同表第四号の項及び第五号の項中「地方揮発油譲与税」を「森林環境譲与税」に改める。

附則第十四条の表第三号の項中「石油ガス譲与税」を「森林環境譲与税」に改め、同表第四号の項及び第五号の項中「地方揮発油譲与税」を「森林環境譲与税」に改める。

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第三条 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「及び航空機燃料譲与税」を「、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改める。
附則第五項中「及び航空機燃料譲与税」を「、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改め、「、航空機燃料譲与税」の下に「、森林環境譲与税」を加える。

(総務省組織令の一部改正)

第四条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号及び第七号並びに第六十三条第八号中「及び航空機燃料譲与税」を「航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令（以下この条において「新地方自治法施行令」という。）第二百十条の十二第一項の規定は、平成三十一年度分の地方自治法第二百八十二条第一項の規定により特別区に対し交付すべき同項に規定する特別区財政調整交付金に係る新地方自治法施行令第二百十条の十二第一項に規定する基準財政収入額の算定から適用する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の地方財政法施行令第十三条の規定は、平成三十一年度以後の年度における地方財政法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額の算定について適用する。

(災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の災害対策基本法施行令第四十三条第二項及び附則第五項の規定は、平成三十一年度以後の年度における同条第二項に規定する標準税収入額の算定について適用する。

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正)

第五条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に改め、同条第四項中「新地方自治法施行令第二百十条の十二第一項の規定は、平成三十一年度分の新特別区財政調整交付金に係る同項に規定する基準財政収入額の算定から適用し、」を削る。

理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、特別区財政調整交付金の基準財政収入額の算定、地方公共団体の標準財政規模の算定等における森林環境譲与税の取扱いを定める等、地方自治法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。